令和4年度　随意契約一覧表（市民部）

４月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民総務室	法律相談業務	市庁舎内において行う法律相談（毎週火曜日及び金曜日）の業務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （令和4年4月1日）	大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会	単価契約 弁護士1人派遣につき31,810円 執行予定総額　9,193,090円	法律相談業務については、民事全般を取扱いできるのは弁護士のみに与えられた権限となっています。弁護士会に所属しなければ弁護士業務を行うことができず、大阪府内では大阪弁護士会が唯一の弁護士会です。当該業務は、金銭貸借や相続、離婚など、法律上の問題についての専門相談であり、大阪弁護士会は、当該業務の仕様書にそった弁護士の派遣が可能であるため。（随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）
2	市民総務室	計量器定期検査業務及び手数料の徴収業務に関する委託業務	計量器定期検査業務及び手数料の徴収に関する業務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （令和4年4月1日）	大東市新田本町１１番３７号 一般社団法人大阪府計量協会	4,137,100円	計量法により、特定計量器の定期検査を行うことができる機関は、申請によりその指定定期検査機関の指定及び業務規定の認可を受けなければなりません。これらの条件を全て満たしている機関は一般社団法人大阪府計量協会しかなく、競争入札に適さないため随意契約とするものです。 （随意契約ガイドラインの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）
3	市民課	住民基本台帳ネットワークシステム運用業務	住民基本台帳ネットワークシステムのゲートウェイ、CSシステムに関わる業務アプリケーション適用、プログラム修正、ウィルスソフトの更新、定期点検などを行う業務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （令和4年4月1日）	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通 Japan 株式会社 大阪第二統括ビジネス部	5,702,400円	本システムについては、契約の相手方に開発業務を委託し、その後システムの運用についても業務を委託しており、住民基本台帳ネットワークの安定的な運用を行うため。（随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）
4	市民課	吹田市市民課窓口受付システム構築・運用業務【運用業務】	窓口受付システムの運用・保守業務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （令和4年4月1日）	大阪市西区土佐堀2丁目２番１７号 富士フイルムシステムサービス(株) 公共事業本部関西支店	5,478,000円	本システムを設計製作を行った契約の相手方でなければ安定的な運用・保守及び各機能の維持を行えないため。（随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）

5	交流活動館	吹田市総合生活相談事業等委託業務	・総合生活相談時事業 ・総合生活相談事業の 実施に係る広報、 啓発、交流事業等 ・関係機関の連絡調整	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで （令和4年4月1日）	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市きしべ地域人権協会	10,510,000円	本業務は地域に密着し、住民の生活課題に応じた自立支援が基本となるため専門的な相談技術に加えて地域の 歴史や事情に精通している必要があるため。 （随意契約ガイドライン令第167の第1項第2号（1） 【物品・委託役務関係業務】カに該当）
6	市民自治推進室	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務業務	吹田市立千里市民センター大ホールの貸館業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで （令和4年4月1日）	大阪市中央区博労町3丁目2番8号株式会社東急コミュニティビル事業本部第二事業部	13,077,240円	千里ニュータウンプラザ施設内、吹田市立千里市民センターは多目的ホール及び大ホールの2施設で構成されています。 千里ニュータウンプラザは、吹田南千里PFI株式会社がPFI契約に基づき、管理運営業務を行っていますが、設立時の経緯から大ホールの利用者対応に係る運営事務については、当該PFI契約の対象に含まれていないため、別途契約を交わす必要があります。 ただし、両施設は吹田市立千里市民センターの貸室であり、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものとするためには、一元管理する事が望ましいことから、単独随意契約を行うもの。 （吹田市随意契約ガイドラインの令第１６７条の２第１項第６号の【物品・委託役務関係業務】（２）「既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき」に該当）
7	市民自治推進室	吹田市立竹見台多目的施設管理業務	吹田市立竹見台多目的施設の管理及び事務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで （令和4年4月1日）	吹田市竹見台3丁目3番1号 吹田市立竹見台多目的施設運営委員会	4,794,749円	竹見台多目的施設は、南竹見台小学校跡の本格的利用が決定するまでの間、市民の文化、福祉等の向上に資することを目的として、暫定的に吹田市関連の諸事業及び市民の集会等の用に供するため設置された施設です。また、近接する狭隘な竹見台市民ホールの機能を補完する施設でもあります。 施設の運営にあたっては、住民や地域団体等と協働で行うため、当該地区に所在する自治会、青少年対策委員会、福祉委員会等の団体に、学識経験者や公募市民を加えて施設運営を目的に設立された「吹田市立竹見台多目的施設運営委員会」に管理を委託することが、施設の設置目的を最も効果的かつ安定的、効率的に達成できることから、単独随意契約を行うもの。 （吹田市随意契約ガイドラインの同号（２）エ「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」）に該当）

５月～７月分については対象案件はありません。

８月分

1	市民課	吹田市住民記録システム標準化対応支援業務	本市住民記録システム（コンビニ交付システムを含む。）の標準化（再構築）監理、及び標準化に伴い検討及び導入を行う必要がある事項について、コンサルティングによる支援業務	令和4年8月1日から 令和8年3月31日まで （令和4年8月1日）	大阪府大阪市中央区今橋４丁目１番１号 有限責任監査法人トーマツ　大阪事務所	98,604,000円	本業務については、可能な限り職員の負担軽減を考慮する必要があるため、プロポーザル方式による契約候補者の選定を行った結果、左記事業者が最優秀提案事業者として決定したため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）

９月分

1	市民課	文字情報基盤文字に向けた文字同定作業業務	自治体情報システムの標準化にあたり「住民記録システム標準化仕様書」では他システムに対し文字情報基盤文字で住民記録データが連携できる機能を実装すべきとされている。そのため標準準拠システムの移行に際し、文字情報基盤文字への文字データ移行が発生する。その対応に必要な作業を行う業務。	令和4年9月26日から 令和5年3月31日まで （令和4年9月26日）	大阪市中央区城見２丁目２番６号 富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部	7,504,750円	文字情報基盤文字へ移行するための文字同定作業は、住民記録システムを構築し仕様について熟知した業者との契約が必要である。本システムは左記業者に設計制作・開発及び運用保守を委託しており、本業務を行うには同社しか有しない知識を必要とするため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）

１０月分

1	市民課	住民記録システムに係る引越しワンストップサービス対応業務	令和４年度転出・転入手続ワンストップ化対応に伴う住民記録システムでの改修業務。	令和4年10月31日から 令和5年3月31日まで （令和4年10月31日）	大阪市中央区城見２丁目２番６号 富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部	10,609,500円	住民記録システムの改修には構築業務と密接な知識が必要不可欠であり、構築業務を受託した左記業者でなければ本システム改修を行うことができないため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）

2	市民課	住基ネットシステムに係る引越しワンストップサービス対応業務	住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネットシステム）について、引越しワンストップサービス対応に伴うシステム改修業務	令和4年10月31日から 令和5年3月31日まで （令和4年10月31日）	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通 Japan 株式会社 大阪第一統括ビジネス部	2,002,000円	住民基本台帳ネットワークシステムの改修には構築業務と密接な知識が必要不可欠であり、構築業務を受託した左記業者でなければ本システム改修を行うことができないため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）

１１月分

1	市民課	戸籍情報システム戸籍事務内連携対応業務	令和5年度から業務開始予定の戸籍事務内連携に向けて改定した「戸籍情報システム標準仕様書」及び戸籍情報連携システムとの連携に係る「戸籍情報連携システム外部インターフェイス仕様書」へ対応するための業務	令和4年11月28日から 令和5年3月31日まで （令和4年11月28日）	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 株式会社 日立システムズ　関西支社	31,339,000円	戸籍情報システムは、左記業者が開発したものであり、戸籍事務内連携対応業務を行うにはシステム開発者しか有しない知識を必要とするため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）

１２月～３月分については対象案件はありません。